

現行託送供給約款	変更案	適用
<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、平成30年11月22日から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、平成30年11月22日から実施いたします。</p> <p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、令和元年9月1日から実施いたします。</p> <p>2. この約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、その初日が令和元年8月31日以前に属し、その末日が令和元年9月1日以降に属する算定期間については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。</p> <p>(算定式)</p> <p>託送供給料金 = 旧託送供給約款適用期間の料金 + 本託送供給約款適用期間の料金</p> <p>旧託送供給約款適用期間の料金 (小数点以下の端数切り捨て)</p> $= \text{旧託送供給約款の定額基本料金} \times D_1 / D + \text{旧託送供給約款の流量基本料金単価} \times V_1 + \text{旧託送供給約款の従量料金単価} \times V_1$ <p>本託送供給約款適用期間の料金 (小数点以下の端数切り捨て)</p> $= \text{本託送供給約款の定額基本料金} \times D_2 / D + \text{本託送供給約款の流量基本料金単価} \times V_2 + \text{本託送供給約款の従量料金単価} \times V_2$ <p>(備考)</p> <p>D = 料金算定期間の日数</p> <p>D<sub>1</sub> = Dのうち令和元年8月31日までの期間に属する日数</p> <p>D<sub>2</sub> = Dのうち令和元年9月1日以降の期間に属する日数</p> <p>V = 料金算定期間の使用量</p> <p>V<sub>1</sub> = 旧託送供給約款適用期間の使用量 = V × D<sub>1</sub> / D</p> <p>V<sub>2</sub> = 本託送供給約款適用期間の使用量 = V - V<sub>1</sub></p> <p>3. 定期修理時等における取り扱い</p> <p>託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理 (一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。) により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。</p>	<p>適用</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>



